

自由が丘パブリックプレイス管理運営ガイドライン（案）

公共空間等の維持管理・利活用の手引き

[令和7年度版]



自由が丘のパブリックスペースを日常的に 美しく・居心地がよく・楽しい場所にしたい

「自由が丘未来ビジョン（令和5年2月 自由が丘エリアプラットフォーム策定）」では、まちの利用者として迎え入れる誰もが心地良さを感じ、また訪れたくなる美しさ・楽しさ・歩きやすさを備えた“楽歩”環境をつくり出すこととしています。

“楽歩”環境では、車両進入抑制や歩行者空間の拡充によって歩行者を主役とした自由が丘ならではの回遊環境を形成するとともに、拡充された歩行者空間や広場等（パブリックスペース）を活用して、日常的にそこかしこで歩行者がふと足を止めて、時間を楽しむまちを目指しています。

（自由が丘未来ビジョンより抜粋・編集）





そこで、女神まつりなど自由が丘を代表する季節ごとのイベントについては継続・発展させていく一方で、今後拡充していくパブリックプレイスにおける適切な維持管理・利活用に向けて「自由が丘パブリックプレイス管理運営ガイドライン（以下、本書という）」を作成します。

本書は、自由が丘のパブリックプレイスを所有・管理する組織・団体・企業等がパブリックプレイスの維持管理・利活用する際の心得とするとともに、パブリックプレイスを所有・管理していない第三者の利活用を促進するための手引書とします。

また、まちの更新と併せて、適宜更新していくものとします。

CONTENTS

01. パブリックプレイスとは
02. 自由が丘のパブリックプレイスで目指す姿
03. 利活用する際にみんなが守る理念
04. パブリックプレイス利活用の仕組み（令和7年度暫定版）
05. 利用者によるパブリックプレイス利活用の手順
06. パブリックプレイスの利活用の際の禁止事項・注意事項

自由が丘において、現時点において整備されている、もしくは整備が予定される《パブリックプレイス》は、大きくは、[道路空間：公道・私道]と[広場・空地等：都市計画でさだめられた空地・暫定活用地等]に分類され、それぞれに所有者・管理者がいます。

■公道：例えば、駅前広場、都市計画道路補助第127号線・第46号線 等

- ・道路法上の道路であり、行政が道路管理者として所有・管理している空間です。
- ・公道は、道路交通法の観点から交通管理者である警察が交通を管理をしています。
- ・楽歩地区内の公道は、日曜日・祝日の12:00～18:00に歩行者天国の規制がされています。



駅前広場



127号線（整備予定）

■私道：例えば、サンセットエリア内やしらかば会内の細街路 等

- ・私人が所有・管理する道路を指します。
- ・不特定多数の人が自由に通行できることから道路交通法が適用されます。
- ・楽歩地区内の私道は、日曜日・祝日の12:00～18:00に歩行者天国に規制されています。



細街路（サンセットエリア）



細街路（しらかば会）

■都市計画で定められた広場・空地等：例えば、自由が丘一丁目29番地区や東地区で整備される広場・空地等

- ・都市計画に基づく都市開発事業等で整備される行政が所有・管理する広場や、民間が所有・管理する歩道状空地や広場状空地です。



1-29地区広場等（整備予定）



東地区広場等（整備予定）

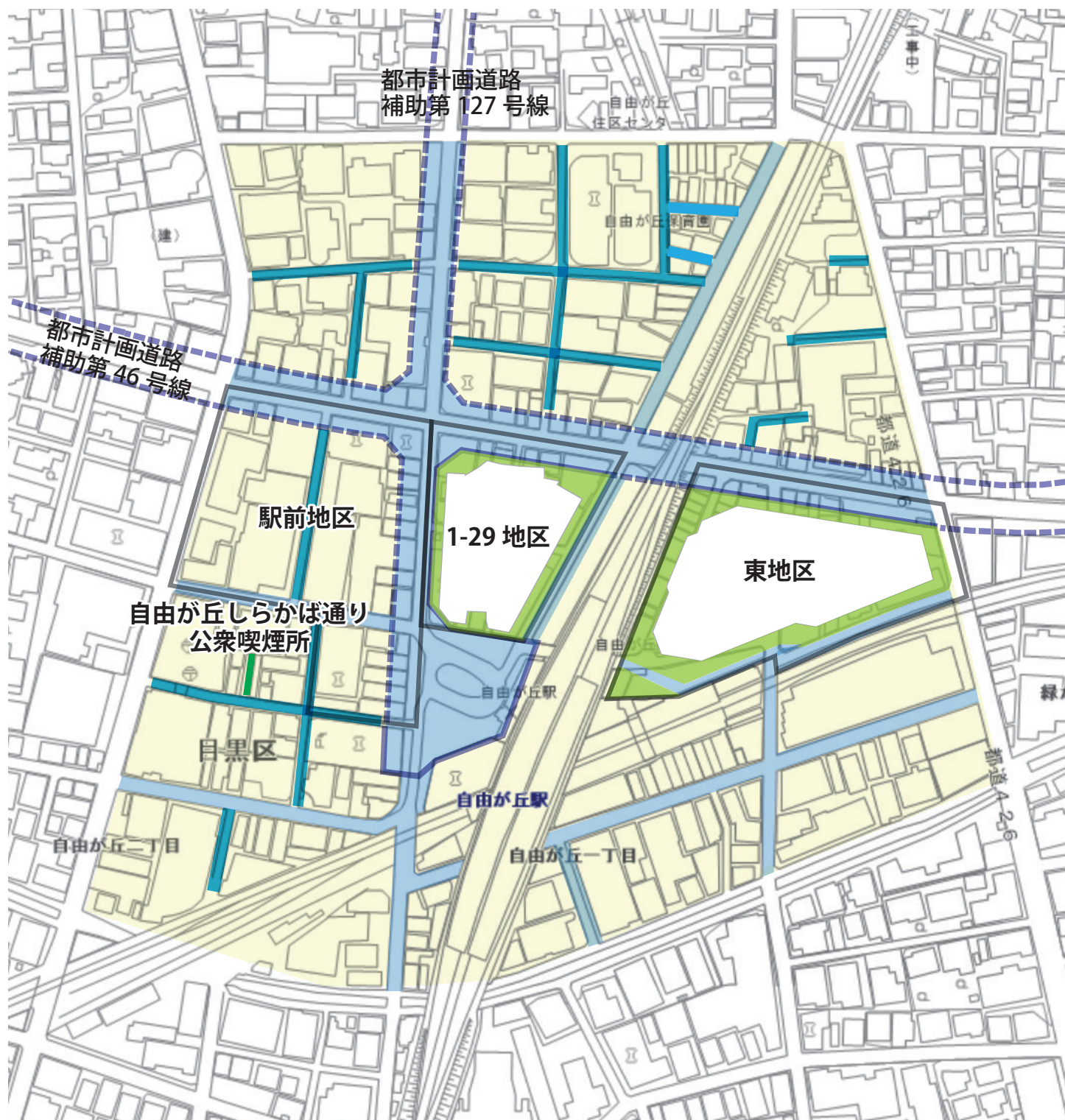
■暫定活用地：例えば公衆喫煙所

- ・民間敷地の提供に基づき公共的な活用をしている空間です。
- ・自由が丘しらかば通り公衆喫煙所は民間の所有地ですが、行政が管理をしています。



公衆喫煙所前広場（暫定活用）

[現時点において整備済みもしくは整備が予定されるパブリックプレイス]



- 楽歩地区
(まちなかウォーカブル区域)
- 都市計画道路 (整備済み・整備予定)
- 都市計画道路 (未整備)
- 再開発事業区域

《パブリックプレイス》

- 公道
- 私道
- 都市計画で定められた行政及び民間が所有・管理する広場・空地等
- 暫定活用地

02

自由が丘のパブリックスペースで目指す姿

自由が丘の《パブリックスペース》については、日常的に美しく・居心地がよく・楽しい場所であり続けることを目指しています。

そのために、パブリックスペースを所有・管理する各々の組織・団体・企業は、以下に示す共通理念に基づいてパブリックスペースを整備（望ましいつくり方は自由が丘未来ビジョン 26 頁～47 参照）し、継続的に責任を持って適切な維持管理をしていただきたいと思います。

合わせて、自由が丘らしい賑わいに資する取組（＝利活用）の場にしていただきたいと思います。



歩行者にやさしい空間の整備と適切な維持管理をしましょう！

■常にきれいな状態を維持する

所有者・管理者は定期的に清掃を行うとともに、突発的な汚れに迅速に対応することで、清潔で、美しく、誰もが居心地の良さを感じる場所としていきましょう。



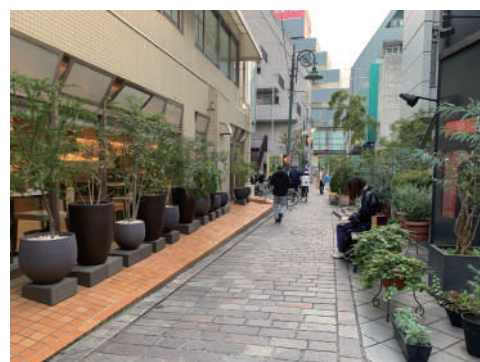
■迅速かつ適切に補修を行う

所有者・管理者は所有・管理する箇所が破損した際には、迅速かつ適切に補修を行い、歩きやすさと美観を維持していきましょう。



■歩行者や美観に役立つ緑を設ける

“緑装”のまちを目指して、所有者・管理者は可能な範囲・形状で緑を設え、手入れ、更新によってその質を持続していきましょう。



■ちょっとした休憩スペースを設ける

所有者・管理者は可能な範囲で歩行者が気軽に座れるベンチや設えに工夫することで、誰にもやさしく、時間が過ごせるまちにしていきましょう。



■歩行者の目を楽しませるアートを導入する

視覚的に美しく、自由が丘らしい場所とするために、所有者・管理者は可能な範囲でアート等の導入を図っていきましょう。



 **歩行者に楽しく過ごしてもらえるよう自由が丘らしく利活用しましょう！**

■歩行者が楽しめるイベント等に取り組む

所有者・管理者は、パブリックプレイスを適切な時間帯に利活用することで、自由が丘の価値向上・価値創造に資する“楽歩”の取組を、自ら積極的に行なっていきましょう。

また、自由が丘の魅力につながる第三者による利活用を促進し、にぎわいの取組が日常化するまちとしていきましょう。



➡次頁以降で利活用の際の理念や利活用の際の手順等をご紹介します。



03

利活用する際にみんなが守る理念

自由が丘は、〈自由（=Liberty）の思想〉の基に文化人達の集まりを受け入れることで発展した全国に比類の無いまちであり、時間を経ても継承されるその思想の遺伝子を持つ者たちの発想や取組によって、現在の「自由が丘」というまちブランド性が醸成されてきました。

これまで自由が丘では、女神祭りやマリクレールフェスティバルといった季節ごとのイベントによって、まちブランド性の創造、向上に取り組んできましたが、今後さらにまち全体の魅力を増進していくために、質の高いパブリックプレイスを利活用した日常のにぎわいづくりに挑戦していきたいと考えています。

パブリックプレイスの利活用にあたっては、利活用する誰もが守るべき5つの理念を定めました。

【パブリックプレイスを利活用するにあたっての理念】

- 1) これまで培ってきた自由が丘のまちブランド性の更なる向上に寄与する
- 2) 《楽歩地区》として目指す好感度な歩行者空間の創造に寄与する
- 3) 自由が丘駅周辺の人と環境、およびまちの時間との調和を強く意識する
- 4) 歩行者が快適に過ごせるように来街者側の立場で考える
- 5) 自由が丘の次代の価値づくりに向けて創意工夫する



女神祭り



マリクレールフェスティバル



自由が丘らしくなるアイデア



モチーフとなる
かわいい看板を設置してみよう！



駅前にみんなが寛げる人工芝とかわいい
レジャーシートを置いてみよう！



細街路に人工芝を敷いて
回廊をつくってみよう！



共通のテントに共通の装飾をつけて統一感
を出してみよう！



かわいいバナーフラッグを
設置してみよう！



音楽やアート等の“文化”の取組を入れてみよう！



パブリックプレイスの利活用を促進するために、以下の仕組みを運用します。

1) 各パブリックプレイスの所有者・管理者について

各パブリックプレイスの所有者・管理者は、本書の理念等に合致する主体的な利活用に**取り組む**とともに、“自由が丘のパブリックプレイスでこんなことをしてみたい”という想いを持つ**第三者の方（以下、外部ユーザーという）**の利活用を、出来る限り積極的に**受け入れる**ことを期待します。

外部ユーザーの受け入れにあたっては、**所有者・管理者として外部ユーザーに対し取組企画を求め、企画提案が本書の理念等に合致しているか否かを確認し、当該パブリックプレイスを使用させる**ものとします（備品等貸出しが可能なものがあればその調整も含む）。

2) 「(仮称) パブリックプレイス利活用会議」の設置と役割について

各パブリックプレイスにおける利活用の内容を共有するとともに、相互間の助言や連携・拡充を可能とする会議体として、「都市再生推進法人 株式会社ジェイ・スピリット」内に、機動的に集まり迅速な情報共有を行う「(仮称) パブリックプレイス利活用会議（以下、利活用会議という）」を設けます。

所有者・管理者による主体的な利活用、外部ユーザーによる利活用のいずれも、利活用会議に報告することにより、**それぞれの取組が将来的にも有意義で発展的なものとなるよう適切な調整を図っていく**こととします。

都市再生推進法人とは？

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものです。

都市再生推進法人には、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されています。

外部ユーザーの方の利活用にあたっては、次頁以降に手順を掲載しますのでご確認ください！



現時点で想定する仕組み（案）

自由が丘のパブリックプレイス全体を一元的に管理運営する仕組みは、一足跳びには構築が難しいことから、まずはそれぞれのパブリックプレイスの所有者・管理者が窓口（＝社会実験における管理運営者）となりつつ、利活用会議で共有・連携する仕組みを開始していければと考えております。

[パブリックプレイス利活用の仕組み（令和7年度暫定版）]

自由が丘エリアプラットフォーム

都市再生推進法人 株式会社ジェイ・スピリット

（仮称）パブリックプレイス利活用会議

- ・都市再生推進法人ジェイ・スピリットを中心としてメンバーを構成
- ・各取組の共有・助言、パブリックプレイス間での連携・拡充に向けた調整等

共有

共有

共有

共有

各パブリックプレイスの所有者・管理者

公道の
所有者・管理者

私道の
所有者・管理者

都市計画で
定められた空地の
所有者・管理者

coming soon

暫定活用地の
所有者・管理者

- ・本書の理念等に合致する主体的な利活用を行う
- ・外部ユーザーからの取組の提案を受け、本書の理念等に合致しているかを確認し、所有者・管理者の立場から利活用の可否を判断する（実施日時の調整や可能な範囲での備品の貸出、安全配慮の指導等）

[外部ユーザーへの貸出の判断のフィルター]



本書

+

所有・管理
している場所
の独自の貸出ルール
(ある場合)

相談・
企画提案

判断・
許可

相談・
企画提案

判断・
許可

相談・
企画提案

判断・
許可

相談・
企画提案

判断・
許可

外部ユーザー（所有者・管理者以外で利活用したい第三者）



外部ユーザーの方は以下の手順でパブリックプレイスの利活用の手続きを進めてください。

1

利活用したいパブリックプレイスを選ぶ

利用者は利活用したいパブリックプレイスを選んでください。



2

エントリーシートの作成・提出

外部ユーザーは【エントリーシート】を作成し、利活用したいパブリックプレイスの所有者・管理者（連絡窓口）へ提出してください。



3

事前相談

【エントリーシート】を基に、外部ユーザーと所有者・管理者で、実施内容や申請書類について、打合せを行います。



4

申請書類（企画提案・配置図・申請書）の作成・提出

事前相談を踏まえて、外部ユーザーは【企画提案・配置図・申請書等】を作成し、所有者・管理者へ提出してください。

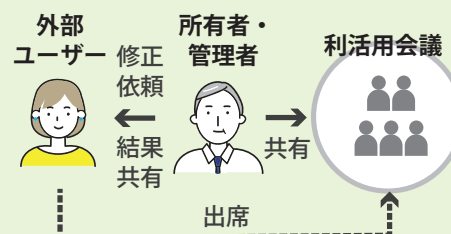


5

審査

申請書類を基に、所有者・管理者が判断します。必要に応じて取組内容の変更をお願いさせていただきます。

併せて、所有者・管理者から利活用会議へ情報共有を行い、他のパブリックプレイスとの連携の可能性等について検討します（必要に応じて外部ユーザーも利活用会議に出席）。必要に応じて利活用会議の結果を所有者・管理者から連絡します。



6

許可

所有者・管理者から使用許可を得て、手続き完了となります。



利活用の実施

■利活用可能なパブリックプレイス

利活用可能なパブリックプレイスと相談窓口は以下の通りです。



パブリックプレイス		連絡窓口
道路空間	公道	目黒区 連絡先：XX-XXX-XXXX
公共的空間		

所有・管理されている場所を利活用可能なパブリックプレイスとして
お貸しいただける場合に記載させていただきます。
最初は管理可能な範囲でお貸しいただき、
状況を踏まえて拡大すること等も可能です。

■書類提出①：エントリーシート

利用者から上記の各パブリックプレイスの所有者・管理者（連絡窓口）へ
事前相談する際に提出いただきます。

未定の部分があっても構いませんので、まずは、相談からはじめてみてください！

自由が丘パブリックプレイス利活用 エントリーシート

■相談者

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

自由が丘のパブリックプレイスでやってみたいこと

記入例

What
何を？

【イベント名称】

キッズ・ニック！

【内容】

子どもの遊び場

When
いつ？

20XX年〇月〇日

△時～△時（準備）

〇時～〇時（実施）

□時～□時（撤収）

Where
どこで？

駅前広場及び

127号線用地（一部）

Who
誰が？

【団体名】

〇〇〇〇

【代表者名】

〇〇〇〇

How
どんな
ふうに？

歩行者天国の駅前広

場と127号線用地一

部を活用して子ども

の遊び場をつくる

質問等

■書類提出②：企画提案・配置図・申請書

窓口への相談後、下記の書類を提出いただいた後、各パブリックプレイスの所有者・管理者が、所有・管理している場所を貸し出すか判断させていただきます。

判断に基づき、取組内容の変更や配置の変更等を依頼させていただく場合もあります。

1) 申請書

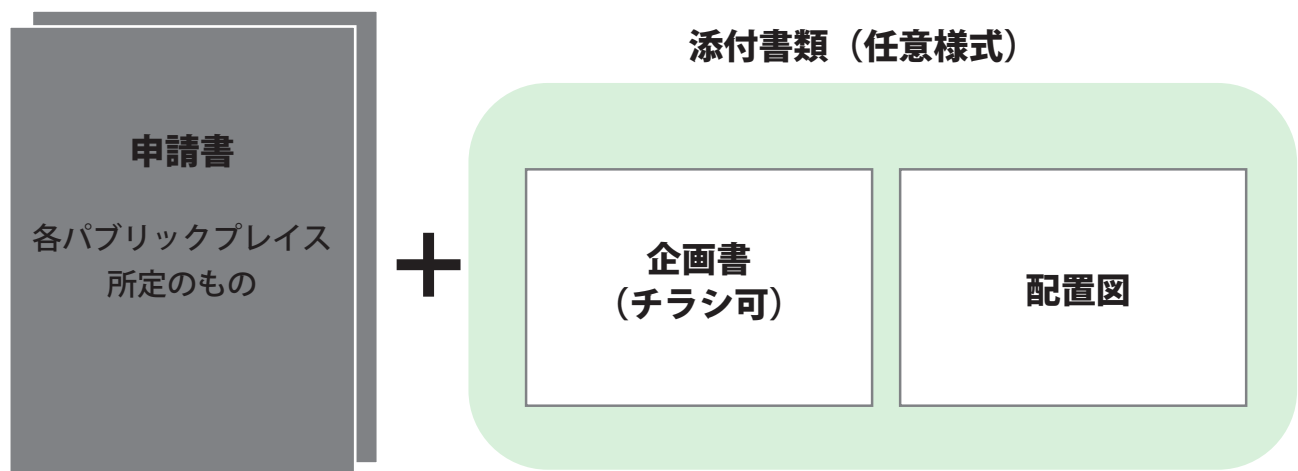
各パブリックプレイスの所定のもの（様式あり）をご活用ください。

2) 企画提案

実施日時・場所・主体（責任者）・取組内容が分かる資料（チラシ可）を作成ください。

3) 配置図

設置物（テント等）の写真等と設置場所を図面に落としてください。必要に応じて安全を確保するための看板・コーンや誘導人員の位置、火器や音源を使用する場合にはそれらの位置も入れてください。



道路空間（公道・私道）における取組の場合は、別途、交通管理者との協議が必要となります。



[企画書の例]

楽歩トライアル（仮称）ザ・キッズニック！（キッズ+ピクニック）

2024.10.2
自由が丘エリアプラットフォーム連絡調整会資料
資料2

1. 目的

- 株式会社ジェイ・スピリットが作成した、自由が丘の2050年頃のくらしや街の暮らしを描いた「自由が丘駅周辺地区ランドデザイン」を踏まえ、これを実現・実行していくための計画について、「自由が丘街づくり連絡調整会」において検討を重ね、2023年2月に「自由が丘エリアプラットフォーム」を設立するとともに、「自由が丘未来ビジョン」を策定しました。
- 「自由が丘未来ビジョン」では、駅前と周辺を安全と楽しさでつなぐ、歩行者を主眼とした「楽歩（らっぽ）環境」をつくりだすことを目標のひとつに掲げています。
- 自由が丘では、再開発事業等により、今後、多くのパブリックスペースが創出されることから、「楽歩」の思想に基づき、パブリックスペースの活用を促進し、歩行者がふと足を止めるような取組を日常化していきたいと考えています。
- そこで、今後創出されるパブリックスペースの日常的な活用を促進に向けた「仕組みづくり」として、①現在の駅前広場を新たなパブリックスペースに見立てた活用実験と、②「パブリックスペースの管理運営者」に求められる役割を模索するための試行実験を実施します。

2. 実施日時・場所

- 実施日時：11月3日（日）13:00～17:00
※道路使用許可 10:00～19:00（10:00～13:00 設営、17:00～19:00 撤去）
- 実施場所：自由が丘駅 駅前広場
- 実施主体：自由が丘エリアプラットフォーム（道路使用主体：目黒区）

3. 事前周知

- 実施の1ヵ月前度前以下に媒体により事前周知を行います。
・めぐろ区報、目黒区公式ウェブサイト、目黒区公式SNS（LINE・X等）、まちづくりニュース

4. エリアプラットフォームによる取組（目黒区）

- 「自由が丘未来ビジョン」に基づく社会実験であることを周知します。
- 自由が丘で課題となっている自転車走行マナーの向上を目的として、おしチャリロゴの掲示（立て看板・バリエード・スタッフ着用ビブス等）により、おしチャリを啓発します。



5. 出店者による取組

ザ・キッズニック！（キッズ+ピクニック） 子どもと親子が楽しめるピクニックをキーワードとした取組

①City Picnic（自由が丘商店会振興組合 青年部）

- まちなかでのピクニックをテーマとした、東急沿線の店舗による出店と人工芝でのピクニックを楽しむ取組を実施します。
- (1) キッチンカー
・自由が丘周辺の3店舗（サンドイッチ（自由が丘さんど）/ コーヒー（usubane）/ ワイン（Julia））が1台のキッチンカーとして出店します。
- (2) ブックスタンド
・自由が丘周辺の古書店（古書まじりか堂）が本の販売を行います。
- (3) 音楽
・ピクニックをテーマにグッドミュージックやアンビエント（環境音楽）等を中心に音楽をセレクトし、会場内にも地味な音楽を流します。
- (4) 書道/パフォーマンス及びワークショップ
・書道をテーマとしたワークショップを実施します。



②ベイベレード X G2 大会（おもちゃのママ）

- タカラトミーの公式ベイベレード X G2 大会を実施します。



③日韓伝統文化体験（日韓農水産食文化協会・日韓自由が丘交流会等）

- 子供が日韓の伝統文化を体験できる取組を複数実施します。
- (1) 韓国伝統餅つき体験
- (2) 韓国伝統儀式体験（ヨンジゴンジ）
- (3) 韓国伝統菓子づくり体験（コッサンボン）
- (4) こども料理大会～自分のじまん料理～
- (5) 子供向け動物体験イベント～さもりのキッズファンタジーワールド～
- (6) 誰でもデザイナーになれる授業～自分を売り込む名前デザイン～



[配置図の例]

1. キッチンカー（1台）



2. テント（12台）



3. 人工芝（10枚）



4. A型看板（5台）



5. 立て看板（H1800×W380）（3本）



6. テーブル（16台）/ 椅子（49脚）



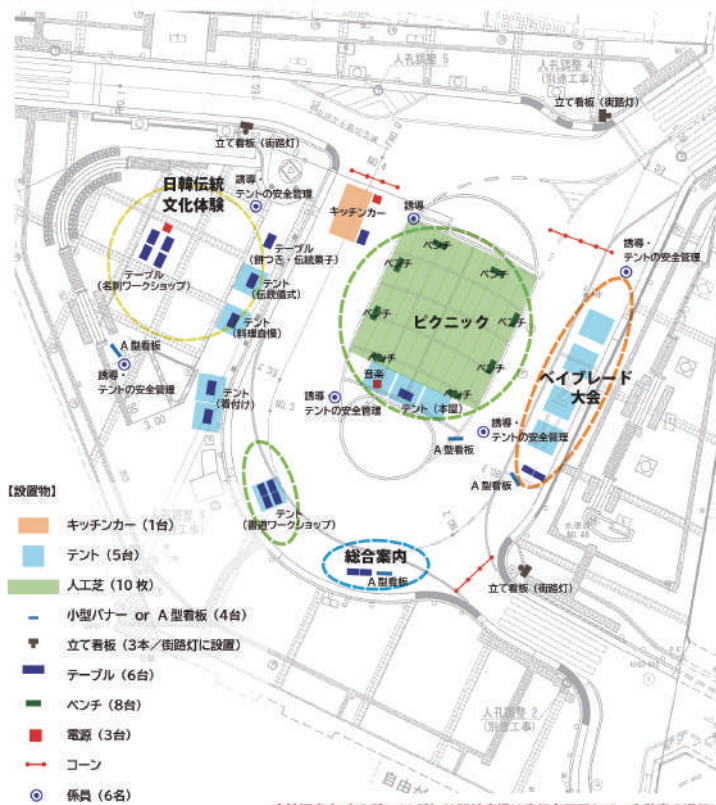
7. ベンチ（8台）



8. コーン



9. 電源（3台）



- 【設置物】
- キッチンカー（1台）
 - テント（5台）
 - 人工芝（10枚）
 - 小型/バー or A型看板（4台）
 - 立て看板（3本/街路灯に設置）
 - テーブル（6台）
 - ベンチ（8台）
 - 電源（3台）
 - コーン
 - 係員（6名）

※現地調査中（12時～18時）は駅前広場は歩行者天国ため、自動車の通行はない

パブリックプレイスにおいては以下の行為はご遠慮いただきます。併せて、それぞれのパブリックプレイスの使用条件を守って利活用してください。

【自由が丘のパブリックプレイス共通の禁止事項】

- 1) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあるもの
- 2) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるもの
- 3) 特定の政治団体、宗教団体等の利益となるもの
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業及びこれに類するもの
- 5) 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するもの
- 6) 来街者の迷惑となる署名、勧誘、キャッチセールス等をするもの
- 7) パブリックプレイスの管理に支障を及ぼすおそれがあるもの
- 8) パブリックプレイスの使用後の原状回復が困難であるもの
- 9) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品、動物等を携行するもの
- 10) 異常な騒音、臭気等の発生、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすもの
- 11) 喫煙または喫煙行為の提供をするもの

【反社会的勢力の排除】

- 1) 外部ユーザーは、所有者・管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする
- 2) 外部ユーザーが、反社会的勢力に属すると判明した場合、所有者・管理者は催告をすることなく、全ての事項を取り消すことができるものとする
- 3) 所有者・管理者は、前項に規定する取り消しによって、利活用者に生じる損害について賠償の責任を負わないものとする。
- 4) 外部ユーザーは、第2項に規定する取り消しによって、所有者・管理者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。



1) 道路空間における交通規制を伴う取組について

日曜・祝日の 12:00 ～ 18:00 の道路空間（公道・私道）は歩行者天国のため、利活用しやすい状況となっています。

一方で、歩行者天国時以外で道路空間（公道・私道）を使用する場合は、交通規制が必要となります。

その場合、事前周知看板を設置いただくとともに、交通管理者等、交通事業者（バス事業者・タクシー事業者等）との協議が別途必要となります。



2) 歩行者の動線の確保について

いずれのパブリックプレイスにおいても（歩行者天国時の道路空間含む）、歩行者等の動線を確保が必要となります。

特に点字ブロックの上に物を置いたり、店舗等の出入りの妨げにならないようにしてください。

3) 現状復帰について

利活用後は清掃及び原状復帰をお願いいたします。

4) ゴミの処理について

利活用で出たゴミは、自由が丘商店会振興組合に「自由が丘方式」のゴミ収集を申し込んでいただければ、現地で回収することが可能です。

申し込みをしない場合は、責任を持って持ち帰ってください。

自由が丘方式の利用

- ・ ゴミ箱・ゴミ袋：各 880 円
※ ゴミ袋に回収料金が含まれています
- ・ 分別：燃えないゴミ（ビン・缶・ペットボトル・鉄）
燃えるゴミ（上記以外）





自由が丘エリアプラットフォーム